平成２８年（フ）第３２６号
静岡県袋井市堀越814番地の１グランドゥール101
債務者　二宮　竜二
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１３９７号
横浜市栄区公田町740番地　16棟402号
債務者　羽田　正一
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７０３号
横浜市港北区綱島西２丁目25番５号　リバーサイド道明202
債務者　宮崎　稔己
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７５５号
横浜市瀬谷区二ツ橋町386番地４　マルヤスビル　303号
債務者　加藤　智宏
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７６５号
神奈川県綾瀬市小園361番地３　ヒカリハイツ101
債務者　ヤスミ　ノラ　ガナディン
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８５５号
横浜市旭区中白根３丁目23番22号
債務者　勝呂　直美
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５０号
静岡県袋井市浅羽1791番地の５、前住所静岡県袋井市久能2512番地の２
債務者　畠山　範之
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１８６２号
神奈川県大和市上草柳482番地２　ルミエール扇野204
債務者　レアル・ウィルソン（ＬＥＡＬ　ＷＩＬＳＯＮ）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８６４号
神奈川県藤沢市高倉655番地の16　イースタンハイツＣ201
債務者　山本　哲也
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４８９号
東京都板橋区前野町１丁目20―１―507
債務者　小山　ルミ
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５１７号
東京都板橋区清水町72―５―208
債務者　平山雅彦こと　尹　　徳南
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５４８号
東京都江東区大島４丁目20―１―101
債務者　後藤　広幸
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５５３号
東京都板橋区大谷口北町22―６―406
債務者　三木　典子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５５５号
東京都練馬区関町南２丁目12―２―201
債務者　東條　喜一
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５６１号
東京都江戸川区谷河内１丁目14―15
債務者　村田　秀志
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部